

いじめ防止対策の推進に関する調査の結果に基づく勧告（概要）

（勧告日：平成30年3月16日（金）
勧告先：文部科学省、法務省）

背景等

- いじめの社会問題化を踏まえ、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）が施行。法でいじめを定義（注）するとともに、国、地方公共団体及び学校は、いじめの防止等のための**基本方針を策定**
- 文部科学省は、法施行3年後の見直しとして、29年3月に基本方針を改定
- 28年度のいじめの認知件数は約32万3,000件で**過去最多**。児童生徒数当たりの認知件数には、**都道府県間で約19倍の差あり**。いじめを背景とした**自殺等の重大事態は後を絶たず**

（注） 法のいじめの定義は、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされている。

<調査対象機関> 文部科学省、国家公安委員会（警察庁）、総務省、法務省、厚生労働省、21都道府県、21都道府県教育委員会、20都道府県公安委員会（都道府県警察）、41市町村、50市町村教育委員会、249学校（99公立小学校、99公立中学校、51公立高等学校）等
<実地調査期間> 平成28年12月～29年3月

主な調査結果

主な勧告

1 いじめの正確な認知の推進

- 学校において、**法のいじめの定義を限定して解釈**
 - ① いじめの認知の判断基準について、定義とは別の「**継続性、集団性**」等の要素により、**限定して解釈する例あり（24%）**
 - ② **実際の事案**でも定義とは別の要素を判断基準とすることによりいじめとして**認知しなかった例（認知漏れと考えられる例）あり（12%）**

（文部科学省）
法のいじめの定義を限定解釈しないことについて周知徹底

2 重大事態の発生報告など法等に基づく措置の徹底

- 教育委員会等において、**法や国の基本方針等に基づく措置が徹底されていない例あり（地方公共団体の長への重大事態の発生報告（2%）、調査結果の報告（1%）等）**

（文部科学省）
法等に基づく措置を確実・適切に講ずることについて周知徹底

3 関係行政機関によるいじめ相談への適切な措置の推進

- 法務局において、「**学校に相談したがいじめが改善しない**」との相談に、「**再度、学校に相談**」するよう促すのみで、当該事案を解決する上で効果的な措置とはいえない例あり（2%）

（法務省）
いじめ相談事案を解決する上で効果的な措置の徹底